

議 案 第 23 号

職員の分限に関する手続および効果に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について

職員の分限に関する手続および効果に関する条例等の一部を改正する条例を
別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公務員法の改正により、成年被後見人等に係る欠格条項についての規定
が削除されたことに伴い、条例で引用する同法の条項等を整備するため。

職員の分限に関する手続および効果に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続および効果に関する条例(昭和26年松戸市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年松戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第20条の4第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年松戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(松戸市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 松戸市職員の旅費に関する条例(昭和35年松戸市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「（地方公務員法第16条第1号の規定に該当し、失職した場合を除く。）」を削る。

（松戸市職員退職手当支給条例の一部改正）

第5条 松戸市職員退職手当支給条例（昭和28年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年松戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第14条の2第6項、第20条第1項及び第4項、第20条の2第2号（新条例第14条の2第7項及び第20条の4第5項において準用する場合を含む。）並びに第20条の4第1項及び第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。